

下水道ってどんなもの？

シリーズ第6回は、これからの下水道経営をどのようにしていくか、現在の課題も交えてお知らせします。

不足する下水道財政

下水道事業は、民間の企業のようにサービスで利益を受ける人からの収入により経営できるようにしなければなりません。そのため、市の一般会計から独立した特別会計で、事業を行っています。

しかし、その事業の性質から「お金が足りないから汚水処理を後回しにする」ということもできません。不足する財源は税金（一般会計繰入金）で補っているのが現状です。

下水道で税金を使ってしまった分は、他の市民サービスが縮小したり、できなくなったりしています。この状況では、下水道のサービスを受けていない人にとって不公平になってしまいます。

使用者間の負担にも差異が

使用者間で公平に負担することが望ましい下水道使用料。しかし、3市町合併の際に統一できず、合併から13年経過した現在も以前の体系のままです。同じ下水道のサービスを受けている使用者の間で不公平が生じています。

下水道の課題解決に向けて

では、将来にわたり、市の下水道を維持するためには、どれくらいの水準で費用負担が必要なのでしょう。また、費用負担をどのような体系で配分するのが良いのでしょうか。

解決に向けた取り組みとして、下水道審議会を立ち上げ、適切な使用料について審議を行いました。

平成25～27年度に開催された審議会では、下水道使用料について、下の答申となりました。

下水道審議会
答申内容

- 1 使用料水準**
 - ・ 基準外繰入金金の解消
 - ・ 経費回収率100%の水準
- ※平成28年度は89.2%
- 2 使用料体系**
 - ・ 使用料体系の統一
 - ・ 基本水量設定の廃止
 - ・ 従量使用料の区分の追加
- ※基本水量廃止による少量使用者の負担増抑制
- 3 留意事項**
 - ・ 負担増の利用者には段階的な軽減措置

◆ 審議会の内容は市のホームページにも掲載しています。

▶ 問い合わせ
下水道課
☎0287(37)8479

健全な下水道経営のために
今後、下水道事業は、独立して採算が取れる経営を目指すため、経営の健全化に向けて、地方公営企業に移行します。

地方公営企業は、地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業のことです。

下水道の施設は、使用者の負担で成り立っている資産で、いわば皆さん一人ひとりが下水道のオーナーなのです。

◆公営企業会計の導入

地方公営企業になると、現金だけでなくモノやサービスといった取引の内容を記録する「公営企業会計方式」に移行します。それにより、事業による利益と負債、資産の増減を別に記録することから、その経営状態が明確になります。さらには、将来予測が詳しくできるようなるので、より計画的な経営が可能になります。

◆経営戦略の策定

施設の更新や整備に必要な費用と、収入のバランスがとれるよう

全6回にわたり「那須塩原市の下水道」を掲載しました。これからも分かりやすい下水道事業を目指し、広報活動を続けていきたいと思えます。

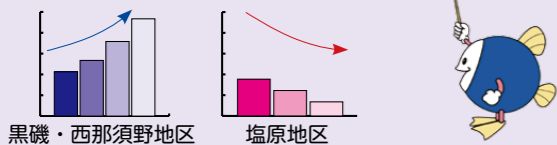
2 使用料体系の見直し

地区別使用料一覧(現在の使用料)

| 地区 | 基本使用料(2カ月につき) | | 従量使用料(1㎡につき) | |
|------|---------------|--------|--------------------|------|
| | 汚水量 | 金額 | 汚水量 | 金額 |
| 黒磯 | 20㎡まで | 2,330円 | 20㎡を超え 60㎡まで | 118円 |
| | | | 60㎡を超え 100㎡まで | 126円 |
| | | | 100㎡を超え 200㎡まで | 137円 |
| | | | 200㎡を超えるもの | 146円 |
| 西那須野 | 20㎡まで | 2,200円 | 20㎡を超え 60㎡まで | 110円 |
| | | | 60㎡を超え 100㎡まで | 120円 |
| | | | 100㎡を超え 200㎡まで | 130円 |
| | | | 200㎡を超えるもの | 140円 |
| 塩原 | 20㎡まで | 2,000円 | 20㎡を超え 1,000㎡まで | 100円 |
| | | | 1,000㎡を超え 2,000㎡まで | 90円 |
| | | | 2,000㎡を超えるもの | 80円 |

現在の従量使用料の体系

黒磯地区と西那須野地区は、汚水量が増えると1㎡あたりの使用料も増額する制度(累進制)で、塩原地区は逆(逆累進制)なんだ。利用者の公平を図るためにも、統一した制度にすることが必要なだね。



地区別の使用料を統一

現在、各地区で異なっている地区別の下水道使用料を統一して、同じ基準を採用した方が良いということだね。



基本水量設定の廃止

基本水量の設定は、本来人件費や基本電気料などの固定された費用のために設定した基本使用料を、基本水量分の汚水処理にも使うということなんだ。基本水量を廃止すると節水の意識も高まるかな。



3 段階的な負担の軽減

これまでの使用料から変更すると、急に負担が増えてしまう人も出てしまうかもしれないよね。その人の負担増を緩やかにするため、段階的に負担の軽減措置を設けるようにした方が良いということだね。



下水道審議会からの答申って？



下水道審議会は、平成26年2月から平成28年2月まで、10回にわたって審議を進めてきたんだ。その結論を受けて、これから市が使用料の見直しを進めるんだね。その結論について、簡単に解説するよ。

下水道審議会
学識経験者、下水道関連団体、公募(下水道使用者)などの委員で構成され、下水道事業の重要な決定について、市長が意見を求める機関

1 使用料水準の見直し

基準外繰入金金の解消

基準外繰入金は、本来下水道使用者が支払うべき費用の不足分を補てんする税金のことだよ。現在は、汚水処理費と建設改良費の基準外繰入金が生じていて、まずは汚水処理費分の基準外繰入金の解消が目標だよ。

目標

汚水処理費分の
基準外繰入金解消！

経費回収率100%の達成

経費回収率は、汚水の処理に必要な費用を下水道使用料でどれだけ賄えたかを示す割合だよ。現在は、89%で、約1割分が不足しているよ。



達成
89% ▶ 100%